

一般社団法人 J I S A R T 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、「一般社団法人 J I S A R T」と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、患者に対して、生殖補助医療標準化に関する事業を行い、患者満足を高めることに寄与することを目的とするとともに、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 良質な生殖補助医療の提供を確保するために生殖補助医療実施施設に適用される生殖補助医療実施規定・基準の作成並びにその適用の監督。
(品質管理システム)
2. 社員資格の認定及び認定更新の審議。作業標準適合性評価のための生殖補助医療施設の訪問。
3. 定期会合、シンポジウム等の開催
4. 会員施設のスタッフ教育
5. 機関誌等の刊行
6. 国内・外における関係団体との連携および支援
7. 生殖補助医療に関わる学術調査研究
8. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第 3 章 社 員 等

(法人の構成員等)

第 4 条 当法人には、以下の会員を置く。

- (1) 社員会員 当法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の社員となった者
 - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 当法人の活動に功労のあった個人又は団体で理事会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、第 1 号の社員会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。
 - 3 前各項のほか会員に関する事項については、理事会が別に定める会員

規定によることとする。

(社員の資格の取得)

第 5 条 当法人の社員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込みをしなければならない。

2 入会の可否については、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 7 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、予め退社の予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 6 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名

第 4 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第 13 条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。
2 社員総会の招集は理事の過半数で決する。

第 14 条 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに議事録作成者がこれに記名押印するものとする。

第 5 章 役 員

(員数)

第 19 条 当法人には、理事 3 名以上及び監事 1 名以上置く。

(資格)

第 20 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が 1 年に足りないときは、第 2 項によるものとする。

5 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第 27 条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 28 条 理事会は、次の職務を行う
(1) 当法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

- 第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第 33 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 基金

(基金)

- 第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第37条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

- 第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

- 第39条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

- 第40条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

広島県広島市中区千田町三丁目9番23号
高橋克彦
福岡県北九州市八幡西区折尾四丁目9番12号
田中温
兵庫県神戸市東灘区向洋町中一丁目1番地141号棟710号室
森本義晴
大分県大分市高尾台一丁目10番3号
宇津宮隆史
東京都世田谷区梅丘一丁目33番9号
辰巳賢一
鳥取県米子市車尾南二丁目1番2号
見尾保幸
福岡県久留米市荘島町19番地2
藏本武志
東京都世田谷区下馬五丁目12番3号
小田原靖
宮城県古川市古川字本鹿島70番地8
京野廣一
東京都江戸川区清新町一丁目4番8-205号
吉田淳
群馬県前橋市下大島町1305番地2
関守利
札幌市西区二十四軒四条五丁目9番21号
神谷博文
大阪府堺市晴美台二丁4番5号
石川元春
兵庫県神戸市東灘区向洋町中五丁目11番地502号棟301号室
山下正紀

(定款に定めがない事項)

第41条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他法令に定めるところによる。

上記は現行の定款に相違ありません。

平成 年 月 日

一般社団法人 J I S A R T

代表理事 藏本 武志